

平成28年第2回臨時会

一宮町議会会議録

平成28年 7月28日 開会

平成28年 7月28日 閉会

一宮町議会

平成28年第2回一宮町議会臨時会会議録目次

第1号（7月28日）

出席議員	1
欠席議員	1
地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名	1
職務のため出席した事務局職員	1
議事日程	1
開会の宣告	2
開議の宣告	2
議会運営委員会委員長の報告	2
議事日程の報告	2
会議録署名議員の指名	2
会期の決定	3
議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	3
同意案第1号の上程、説明、採決	12
閉会の宣告	15
署名議員	17

第 2 回 臨 時 町 議 会 （ 第 1 号 ）

7 月 28 日 （ 木 ）

平成28年第2回一宮町議会臨時会会議録 (第1号)

平成28年7月28日招集の第2回一宮町議会臨時会は、一宮町役場議場において開催された。

1. 現在議員は16名で、出席者の議席番号および氏名は、次のとおり。

1番	藤井幸恵	2番	小林正満
3番	渡邊美枝子	4番	鵜沢清永
5番	鵜沢一男	6番	小安博之
7番	藤乗一由	8番	袴田忍
9番	鵜野澤一夫	10番	藤井敏憲
11番	志田延子	12番	秦重悦
13番	森佐衛	14番	畑場博敏
15番	吉野繁徳	16番	島崎保幸

2. 欠席議員は次のとおり。

欠席議員なし

3. 地方自治法第121条の規定により出席した者は、次のとおり。

町長	馬淵昌也	教育長	町田義昭
総務課長	大場雅彦	まちづくり推進課長	小柳一郎

4. 職務のため議場に出席した事務局職員は、次のとおり。

事務局長	諸岡昇	書記	鵜澤あけみ
------	-----	----	-------

5. 本会議に付議された事件は、次のとおり。

日程第一 会議録署名議員の指名

日程第二 会期の決定

日程第三 議案第1号 平成28年度一宮町一般会計補正予算(第2次)議定について

日程第四 同意案第1号 監査委員の選任につき同意を求めることについて

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○議長（島崎保幸君） 皆さん、おはようございます。

いよいよ梅雨明けが、きょうかあすかと迫ってまいりました。これから毎日暑い日が続くと予想されます。熱中症などには十分注意され、夏を乗り切っていただきたいと思います。

ただいまから平成28年第2回一宮町議会臨時会を開会いたします。

◎開議の宣告

○議長（島崎保幸君） ただいまの出席議員数は16名です。よって、定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

◎議会運営委員会委員長の報告

○議長（島崎保幸君） 日程に入る前に、議会運営委員長より本臨時会の運営について発言の申し出がありましたので、これを許します。

議会運営委員長、12番、秦 重悦君。

○議会運営委員長（秦 重悦君） それでは、会期について議会運営委員会から報告いたします。

本臨時会で提案されるものは、一般会計補正予算と監査委員の選任、合わせて2件の案件です。

よって、会期につきましては本日1日といたしたいと思います。

以上で報告を終わります。

○議長（島崎保幸君） どうもご苦労さまでした。

◎議事日程の報告

○議長（島崎保幸君） 本日の議事日程を報告いたします。

日程は既に印刷してお手元に配付してあります。これをもってご了承願います。

◎会議録署名議員の指名

○議長（島崎保幸君） これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長において指名いたします。

13番、森 佐衛君、14番、畑場博敏君、以上、両名をお願いいたします。

◎会期の決定

○議長（島崎保幸君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、議会運営委員会の答申どおり、本日1日といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（島崎保幸君） 異議なしと認めます。

したがって、本臨時会の会期は本日1日と決定いたしました。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（島崎保幸君） 日程第3、議案第1号 平成28年度一宮町一般会計補正予算（第2次）議定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

大場総務課長。

○総務課長（大場雅彦君） それでは、議案第1号 一宮町一般会計補正予算（第2次）議定につきましてご説明いたします。

本件は、一宮町まち・ひと・しごと創生総合戦略の中の施策の一つに掲げられたもので、旧市街地の再生と海岸沿いのサーフタウンの増強という、2つを追求する組織として、官民一体となってまちづくり会社を設立するものでございます。

今回は、株式会社3社と町、合わせまして4者の共同出資により会社を設立するものであり、町の出資金310万円の補正をお願いするものでございます。

なお、株式会社3社は、それぞれ200万円の出資であり、合計910万円の出資金により会社を運営していくものでございます。

それでは、議案つづり1ページをごらんください。

議案第1号 平成28年度一宮町一般会計補正予算（第2次）議定について。

平成28年度一宮町一般会計補正予算（第2次）を別紙のとおり提出する。

平成28年7月28日提出。

一宮町長、馬淵昌也。

2ページの第1条をごらんください。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ310万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ42億4,469万7,000円とするものでございます。

歳出についてご説明いたします。8ページをごらんください。

まちづくり推進費といたしまして、まちづくり会社設立に当たっての出資金、310万円の補正をお願いするものでございます。

次に歳入についてですが、6ページをごらんください。

歳出と同額の310万円を前年度の繰越金から充てるものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（島崎保幸君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

鵜野澤一夫君。

○9番（鵜野澤一夫君） 9番、鵜野澤です。

今回のまちづくり会社設立について、質問いたします。

議員説明会、7月19日にて、概要は私はおおよそわかりました。私としては賛成であります。

第三セクター方式、これは地方公共団体が第一で、第二が民間企業の合資会社ということの第三セクターの方式ですが、失敗例は膨大な事業内容で、資金繰りが悪化していくのがほとんどであります。

例えて言いますと、南アルプス市というものが、約8億の負債で失敗しました。成功させるためには、経営責任者をどこに持たせるかだと、私は思います。

そこで2点ほど質問いたします。

1点目ですが、資本金の出資比率について、説明会では、町が34.0%、ほか3社それぞれ21.9%という説明を聞いたわけですが、私は、あえて町が責任を持つ意味で50.5%以上にすることはできないのかを伺います。

2点目ですが、資本金の出資者について、私はことしの2月のこの説明会に要望しましたが、町内業者を2者程度出資者に参加させることは今からできないのか伺います。

以上、2点お願いいたします。

○議長（島崎保幸君） 答弁を求めます。

馬淵町長。

○町長（馬淵昌也君） 鵜野澤議員のご質問にお答えいたします。

まず1点目でございますが、資本金の出資比率について、町が責任を持つという意味で50.5%以上にするにはできないかというご質問についてでございます。

これにつきましては、今回、町がまちづくり会社をつくる目的が、民間の発想と力、特に機動力を持った会社、こういったものを一宮町に設立しまして、商店街のリノベーション、そして海岸沿いでモニタリングハウス、あるいはサーフィンセンターなどの事業を中心に行いまして、そして一宮町を活性化させて、人口減にならないようにするということが目的でございます。

一宮町が資本金50%を超えて出資いたしますと、会社の意思決定権を町が持つということになりまして、町の会社となります。そうしますと、民の力が十分生きないというふうな嫌いがございます。

全国では、これまで数々の第三セクターの失敗例がございます。私どもが調べてみますと、そのほとんどが、行政がむしろ中心となって経営したことがその原因であると考えられる事例が多いわけでございます。

そうしたことから、私どもといたしましては、民間が中心で経営した形の中で、そして会社法の中での規定、特別決議、例えば定款の変更、あるいは取締役の解任など、重要な事柄を単独で阻止することができる、これが株式の3分の1を超えるということでございますが、それを超える310万円を町が出資することがベストと考えまして、資本金50%以上に、今回はいたしたくないというふうに判断いたしておる次第でございます。

2点目でございますけれども、資本金の出資者につきまして、町内の業者の方々を2者程度、出資者として参画していただくことはこれからできないかというご質問についてでございます。

結論的には、出資をしていただける方がいらっしゃれば、私ども、お願い申し上げたいと考えております。今のところで、私どもがそうしたラインナップを皆様のお手元に差し上げておりませんのは、これはなかなか現在のところではお願いしても難しいのではないかと判断した経緯がございます。

今回のまちづくり会社につきまして、先ほど3点申し上げました。旧市街のリノベーション、そして海岸のほうでのモニタリングハウス、あるいはサーフィンセンターということを申し上げましたが、特にこの商店街のリノベーションを当初2年ほど集中的に行います。

この事業は、今全体として衰退局面にあります旧市街地の再生といったことですので、そうした事業に顕著な実績を持った方々をお願いして、今回のラインナップをいたしました。そして出資をしていただいたわけですので。

このリノベーション事業というのが、空き家、そして空き店舗、こういったものを提供してくださるオーナーの方々、こちらを一件一件回しまして、そしてそのご同意をいただく。また、そこでお仕事をしていただくテナント、これをその地域で求められる業態のテナントの方を求めまして、そして十分折衝をして、オーナーとテナントの間に入りまして、借り賃、貸し賃、こういったものを決定しながら、その差額で会社を運営していくというものになります。

これは、大変会社にとっては労多く、収入が多く見込めるものではないというふうに、私ども判断いたしております。

そこで、出資者には、今回当面給料がないと、また配当金もないという、そうしたことで出資をしていただいているという事情がございます。

私どもといたしましては、こういった事業の収益性が高くないであろうという見通し、それから非常に専門性が高い仕事であるということから、今、町の皆様には当面ご出資をお願いする形になっておりませんが、今後、二、三年の間に、リノベーション事業を軌道に乗せながら、その他モニタリングハウス、サーフィンセンターなどの事業も進めてまいります。その際には、出資者を改めて募集をさせていただきたいというふうに考えております。

こうした計画をごらんいただいて、ご出資という形でご参加していただく方がいらっしゃれば、それは私どもとしては喜んでご一緒させていただくという考えでございます。

今回の、当初のこのラインナップに名前を連ねてくださった方は、一宮町に自宅を持ち、あるいは一宮が好きだということで、特段にご配慮いただいておりますので、こういった形になっております。これからでも、町の方でご同意いただける方がいらっしゃれば、ぜひともお声がけさせていただきたいというふうな考えがございます。

また、もう一つ、先般吉野議員様のほうからおっしゃっていただいた税金の問題というのもございまして、これが、資本金が1,000万円未満であると、1期目と2期目は売上高に関係なく消費税を納税する義務が免除させるということがございまして、これも一つの考慮材料で、今、その運営に大体いっぱいの額で設定しているということですので。

今後、利益が上がってくるにしたがって、また業績が展開してくるにしたがって、こうした消費税の免除といったことも、いわばそこを考慮する必要もなくなるということですので。

ますので、増資をしていきたいというふうに考えている次第でございます。

以上でございます。

○議長（島崎保幸君） 鵜野澤一夫君。

○9番（鵜野澤一夫君） ただいまの町長の答弁で、私も大方納得はしております。

今の答弁の中で、計画、また企画については、町と3社の会社の方々が計画を練って、実際、それを工事等、事業を起こすときは地元の業者を、私としては最優先に使ってほしいという考えで、私、今回この質問をしております。2月のときもそうです。それ以外でも質問は、とにかく地元業者を最優先に使ってほしいという考えで私もおりますので、今の町長の説明で、私もそういうふうに理解いたしましたので、一応この件については、私はこれで質問終わりにいたします。

ありがとうございます。

○議長（島崎保幸君） ほかにございますか。

藤乗一由君。

○7番（藤乗一由君） 7番、藤乗です。

今回の提案されているものに関しましては、まちづくり会社ということなんですけれども、まちづくり会社を含めまして、この地方創生の事業ということでちょっとご意見、質問させていただきたいんですけれども、前年度からつくられてきた事業計画なんですけれども、前年度までの大きな問題点としまして、一つには事業計画を決定、そして予算を決定するまでの進め方に大きな問題点があるのではないかというふうに見えます。

もう一つは、その予算、資金の使い方、考え方という点についてもしかりです。

さらに、事業の今後の見通しということに関しまして、十分な計画精査がされていないというふうに考えられます。これは、昨年度まで玉川町長のもとで進めてきたやり方の中で大きな問題点、そのままの状況、取り残されている状況になって進められているというふうに考えます。

最初の計画決定までのといいますのは、先日の説明会の折にも申し上げましたが、説明会と言いながらこの予算決定の臨時議会までの期間が余りにも短い。そのために、実質上報告という会になってしまいまして、それを検討、意見を上げて改善する云々というような場ではなくなっているわけですね。

それで、さらにその事業を進めるための資金の考え方なんですけど、ここでは国からのお金が入ってくる。国からのお金、これは交付金、助成金云々というのが各種事業にありますけ

れども、昨年までの事業の中では、いろいろな事業の中で、国から、あるいは県からのお金が入ってくるので、あるいは各種助成金、寄附金というようなものであるから、これはいいんだというような、よそからのお金だから、自分のところで、町で出すわけではないからいいんじゃないかということで進められてきたものが非常に多いんですけども、実際のところ、これはほとんどのものが税金です。国から来ても県から来てもしかりです。同様ですね。

ですから、町の予算、これと同等の感覚で十分に効果があるように、使い方について十分に検討されるような進め方でなければならないと思います。自分のところでは出さなければいいんだということであるからこそ、考え方も進め方もずさんになってしまうというところがあります。

お金の使い方、考え方についてというところはそういうところなんですけど、この今後の事業に見通しという点についても、実質担当課の様子とか、私拝見させていただきますと、十分に余裕がないために、国からのお金を、今回の場合には地方創生ということで期限が限られているという条件はありますけれども、それにしても各課の余裕が十分でないというところがかかなりあるというふうに考えられます。

これを解決するためには、一つには人をふやす。あるいは、そのための資金をふやす。でなければ、時間をつくるために事業そのものを幾つか取りやめると、縮小するということしか本来ないと思うんですね。その辺のところを、実情をきちんと見た上で進めていただかないと、昨年度までの状況と同様で、よそから来るお金でやるんだから、とにかくやっつけ仕事のように進めてしまえということを繰り返すような形になってしまって、今後十分に生きる、効果のあるような事業になっていかないというふうに、非常に危惧いたします。

そこで、そういったことを含めて、町長のほうのお考えをお聞きしたいです。

○議長（島崎保幸君） 答弁を求めます。

町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） ただいまの藤乗議員のご質問にお答えを申し上げます。

3つの点で、今の進め方に問題があるんじゃないか。予算を決定するまでの進め方に問題がある、資金の使い方に問題がある、また事業の見通しが全体に甘いというふうなことで、特に3つ目のことは、実際に事業を進めております部局の人員の不足がそれにかかわっているのではないかとのご指摘であったかと思えます。

予算を決定するまでの進め方、特に今回の事案につきましては、説明会を差上げたのが19日でした。本日まで、確かに日にちが短いと、そのように私も考えます。

今回の事業は、大変期日が迫っておりました。これから私といたしましては、できるだけ前倒しをいたしまして、皆様に早い段階で私どもの素案をご提示申し上げて、そして往復ができて、そして最終案にまとまっていく、そうした余裕をできる限り確保するようにいたしまして、皆様のご意見を十分反映した最終案にしていきたいと考えております。

2つ目のことをございますけれども、国を中心とする外部の金、自前の、町の予算の中からの支出でないから、使い方については、多少詰めが甘くてもよいのではないかというふうな認識があるのではないかということをございますけれども、私どもはそのようには使いたくないと考えております。私といたしましては、このお金の使い方については、十分にあとう限り、実際に効果があらわれてくる形に落として必要なだけ使っていきたいというふうに考えております。

また、一つ一つの事業の見通しにつきまして、十分な、クリアなイメージをつくることのできないのではないかと。まちづくり会社につきましても、事業が、先ほど申し上げました旧商店街、旧市街地のリノベーション、そしてモニタリングハウス、またサーフィンセンター、このような3つの中核を、一応私どものほうで考えております。

あとう限り、私も明確にしたいと思ひまして、担当課の皆さんとリノベーション、そしてモニタリングハウス、収支の確実なレベルで事業が展開できるようにと考えて、一定のイメージにまとめて皆様にもご説明を差し上げました。

私どもといたしましては、事業の見通しにつきましては、甘くならないようにできる限り努力をいたしております。そしてまた今後もいたしていきたいと、こういうふうと考えております。

人員増につきましては、他の部局との兼ね合いもございますので、今ご意見として承りました。あるいは、その事業を減らすこともあるということをございましたけれども、そのあたりは全体状況を勘案した中で、最もいい形というのを、私と担当課はもちろんです、役場全体で考えていきたいと考えます。

貴重なご意見をどうもありがとうございました。

○議長（島崎保幸君） 藤乗一由君。

○7番（藤乗一由君） ただいまご回答いただきましたけれども、一般の企業や一般の事業者であるならば、例えば外から来るお金は結局のところは借金ということになってしまうわけで、そういうような意識を持って当たっていただかないといけないのではないかと。

その事業を進めやすい環境をとという部分も、部署によっては余りにも多くの事業を抱え込

んでいたりということがありますので、そういった部分の縮小なども視野に入れて、来年度、再来年度と、これから将来に生かしていきけるようにしていただきたいと思います。

でなければ、これまでの進め方と何ら変わるところがないと思いますので、改めていただきたいと思います。

○議長（島崎保幸君） いいですか。

ほかにございますか。

鵜沢一男君。

○5番（鵜沢一男君） 2点お伺いします。

まず1点目は、この運営会社、存続期間についてお聞きします。

町が目標とする一定の成果を上げれば、この会社は解散するのか。いつまで存続するかということをお聞きします。

そして2点目。町がこの会社の会社経営にどのようなスタンスで携わるのか。

例えば、これから事業を行うには、この資本金だけでは足りないと考えます。当然、金融機関から借入れをして事業を行うと思いますけれども、会社の代表者が、その債務について保証するのは当然だと思いますが、町はその債務について保証していくのか、その辺の考えを教えてください。

○議長（島崎保幸君） 答弁を求めます。

小柳まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（小柳一郎君） 今、鵜沢一男議員のご質問にお答えしたいと思います。

まず存続期間ということでございますけれども、ある程度、一定のものをしたら解散というふうにしますかという話ですけれども、基本的にはずっと続けていきたいというふうに考えています。

ただし、これは町がずっと入っていくかというところ、そこら辺についてはちょっと微妙で、この地方創生、これから地方が活性化していくためには、町に企業を持ってくる、働き場所を持ってくる、そういった中では、ずっと存続して会社をしていって雇用をつくるということは非常に大事だと思います。そのときに、町がずっと入っていくかについては、その都度、皆さんとご相談しながら行いたいと思いますが、私個人的には、町は手を引いて株を売って企業ができていく。その企業が活性化していければ、雇用の場もできるということではあると思うんですが、そこら辺については今後皆さんとご相談しながらしていきたいと考えています。

それともう1点の、どのようなスタンスでということ、例えば事業を増資していくのか、そのときには町は保証をしていくのかという話でございますけれども、先ほど町長が話しましたように、ここ2年の間は、主に商店街のリノベーションに入ると。この商店街のリノベーションは、今年度2,000万、計画に1,000万ありますけれども、それにつきましては100%交付金です。ですから、その差額が入ってくるという形になりまして、リノベーションの間は増資はないというふうに考えています。

そして、もし増資するとなれば、当然町が出すということになれば、保証するとなれば、当然議会にかけてから行いますので、町はここについて保証していくのか、連帯保証していくのかというところでございますけれども、その都度皆さんに相談しながら行っていきたいと思います。基本的には連帯保証しない、出資者を集めていくという形を考えています。

以上です。

○議長（島崎保幸君） よろしいですか。

ほかにございますか。

吉野繁徳君。

○15番（吉野繁徳君） 15番、吉野です。

2点お伺いします。

この新設株式会社、まず決算日は、8月22日まで、また説明があるということですので、設立されてからの話になると思うけれども、決算日を一応。

それと、現物出資はどのように考えておるのかをお伺いしたい。その2点です。

○議長（島崎保幸君） 答弁を求めます。

小柳まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（小柳一郎君） その決算日でございますけれども、きょう、皆様から議会のほうで承諾を得られましたら、発起人会ということで集まってもらって、全部話し合っ
てまいりたいというふうに考えています。

それから、現物出資……。

○議長（島崎保幸君） ちょっと休憩いたします。

休憩 午前10時29分

再開 午前10時31分

○議長（島崎保幸君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

答弁求めます。

馬淵町長。

○町長（馬淵昌也君） 現物出資という概念を十分把握しておりませんで、失礼いたしました。

私ども、町のほうから、車ですとか建物ですとかそういった現物で、この会社に出資するということは考えておりません。それでよろしゅうございますでしょうか。

それから、決算日のほうなんでございますけれども、これは発起人会でということがございます。

○議長（島崎保幸君） 吉野繁徳君。

○15番（吉野繁徳君） 今の現物出資とか、あくまでも今町長ご説明になったような、目的に達するための機械の購入でございます。それがわかっているならば定款に載せると。500万円以上のものはあくまでも、町のほうで弁護士さんをつけますと思いますけれども、その許可が必要だということ。株式会社、有限会社、全てがほとんど同じだと思いますが、その旨で、とりあえず慎重にこの会社を運営していただきたいために、施策等お話をさせていただきました。

以上でございます。

○議長（島崎保幸君） 吉野繁徳君の質疑を終わります。

ほかにごございますか。

（発言する者なし）

○議長（島崎保幸君） なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（島崎保幸君） なければこれをもって討論を終結いたします。

これより日程第3、議案第1号 平成28年度一宮町一般会計補正予算（第2次）議定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（島崎保幸君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎同意案第1号の上程、説明、採決

○議長（島崎保幸君） 日程第4、同意案第1号 監査委員の選任につき同意を求めることに

ついてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） 提案の理由を申し上げさせていただきます。

一宮町監査委員の選任についてご説明を申し上げます。

前監査委員の瀧澤文海さんが7月14日で任期満了となり、現在、職務執行者として引き続いてお願いをいたしておりますが、識見を有する委員が不在というため、後任として選任をお願いするものでございます。

選任する方は、一宮町東野17番地10、若菜 孝さんでございます。

生年月日は、昭和17年8月5日であります。

若菜さんは、県立一宮商業高等学校卒業後、昭和37年に一宮町役場に採用され、以降、平成12年7月に退職されるまで、建設産業室長、政策推進室長、総務室長などの要職を歴任され、退職後は平成20年7月まで一宮町助役として2期8年にわたり町の発展に尽くされた方で、現在は無職でございます。

地方自治法の選任規定にありますように、人格が高潔で、普通公共団体の財務管理、事業の経営管理、その他行政運営にすぐれた識見を有する者と判断し、お願いをいたすものでございます。

任期は4年間でございます。

どうぞ、よろしくお願い申し上げます。

○議長（島崎保幸君） 提案理由の説明が終わりました。

人事案件ですので、質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（島崎保幸君） 異議なしと認め、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたします。

本案は人事案件ですので、会議規則第80条に基づき、投票により採決いたします。

この採決は、無記名投票をもって行います。

議場の出入り口を閉鎖いたします。

（議場閉鎖）

○議長（島崎保幸君） ただいまの出席議員は15名です。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に14番、畑場博敏君と15番、吉野繁徳君を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

(投票用紙配付)

○議長（島崎保幸君） 念のため申し上げます。本案を可とする諸君は賛成、否とする諸君は反対と記載してください。

なお、白票の取り扱い、会議規則第82条により否とみなします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（島崎保幸君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱点検)

○議長（島崎保幸君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

投票用紙に賛成または反対を記載しましたら、1番議員から順番に投票願います。

(投票)

○議長（島崎保幸君） 投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（島崎保幸君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

14番、畑場博敏君、15番、吉野繁徳君、開票の立ち会いをお願いします。

(開票)

○議長（島崎保幸君） 開票の結果を報告いたします。

投票総数15票、これは先ほどの出席議員数に符合しております。

賛成10票、反対5票。

以上の結果、本案は原案のとおり同意することに決しました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場閉鎖)

◎閉会の宣告

○議長（島崎保幸君） 以上で、本臨時会の案件は全て終了いたしました。

これをもちまして、平成28年第2回一宮町議会臨時会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

閉会 午前10時44分